

議第106号

山形県教育長の任命について

次の者を山形県教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意する。

菅 間 裕 晃

提 案 理 由

山形県教育長廣瀬渉は、平成31年3月31日に任期が満了するので、その後任者を任命するため提案するものである。